

マイナンバーカードの申請を急ぎましょう

2

就職、アルバイト、年金、子育て、税金、児童手当などの手続きはマイナンバーの提示が必ず求められます



1

通知カードは廃止されています
住所や氏名に変更があった場合はもう使えませんよ



4

安心してください！
ありますよ！



マイナンバーカード！

3

エーッ！
じゃ～
どうしたら
いいのっ～！

ポロッ



そうです！
だから  **マイナンバーカードがあれば問題ありません。**
すぐさま申請しましょう！

スマホで交付申請書のQRコードを読み取って、必要事項を入力したら顔写真を添付して送信するだけで申請手続き完了です。超カンタン！

「やり方がよく分からない」「スマホが無い」という方は、役場住民課へお越しください。

顔写真の撮影からオンライン申請まで、ゼーンぶ住民課職員が無料で行います。

休日受付窓口もありますよ。交付申請書が無い方は、手ぶらでお越しください。

赤ちゃんからお年寄りまで、ぜひお早めにご家族全員申請してください。

みなさんご存知ですか？

個人番号通知書はマイナンバーを証明する書類ではありません！

通知カードの廃止以後に出生または国外から初転入された方は、個人番号通知書が送付されますが、勤務先や役所などでマイナンバーの提示が必要となる手続きをする際、この個人番号通知書ではマイナンバーを証明することはできませんのでご注意ください。

マイナンバーの証明は、マイナンバーカードかマイナンバーが記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書でしかできません。だからマイナンバーカードが必要なんです。

6月の休日交付窓口

とき 6月27日(日)午前9時～正午 **ところ** 役場住民課窓口

マイナンバーカードの受け取りもできます。ただし、休日窓口での受け取りは来庁者が多数のため、長時間の待ち時間が生じることをあらかじめご了承ください。

※携帯電話をお持ちください。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、準備が整うまでの間は庁舎の外でお待ちいただき、準備が整い次第、順次電話でお呼びします。

※その他の住民課業務(戸籍、住民異動、各種証明書の発行等)は行いません。

問合せ先 役場 住民課 内線121・174